

○岡山県警察確認事務の委託の手續等に関する取扱要領について（通達）

平成17年4月27日

岡指第153号警察本部長例規

改正 平成21年3月岡務第222号

平成22年3月第260号

岡指第135号例規

平成28年3月29日岡監第137号

令和元年6月28日岡務第522号

令和元年12月12日岡生企第812号、岡交企

第570号、岡指第538号、岡会第475号

令和2年4月1日岡組一第92号

令和3年3月24日岡務第255号

令和4年10月24日岡交企第456号

令和5年1月12日岡指第15号

令和5年8月25日岡会第386号

令和7年5月29日岡務第479号

各部長

首席監察官

各所属長

このたび、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）に基づく取扱いの要領に関し、別添のとおり岡山県警察確認事務の委託の手續等に関する取扱要領を定め、平成17年5月1日から施行することとしたので、誤りのないようにされた

い。

別添

岡山県警察確認事務の委託の手續等に関する取扱要領

第1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）及び確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。）に規定する確認事務の委託の手續について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 登録の申請書等

- 1 委託規則第2条第1項の登録（以下「委託登録」という。）又は同条第3項において準用する登録更新（以下「委託更新」という。）の申請書は、様式第1号のとおりとする。
- 2 委託登録又は委託更新の申請書に添付する書類の様式は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 委託規則第2条第2項第2号に規定する名簿 様式第2号
 - (2) 委託規則第2条第2項第3号ロ及び同号ハに規定する医師の診断書 様式第3号
 - (3) 委託規則第2条第2項第4号の書面 様式第4号

3 委託規則第2条第2項第5号に規定する書類は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

- (1) 法第51条の8第4項第1号の該当の有無について 様式第5号の誓約書
- (2) 法第51条の8第4項第2号の該当の有無について 駐車監視員資格者証の写し
- (3) 法第51条の8第4項第3号の該当の有無について 申請法人の所有権、賃貸権等の使用権原を証する不動産登記簿の謄本若しくは抄本又は賃貸契約書の写し

4 法第51条の8第3項第2号ロ及び同条第7項並びに第51条の13第1項第2号に使用する身上調査照会書は、様式第6号のとおりとする。

第3 登録の更新等

1 委託登録の有効期間は、登録簿に記載をした日又は従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

2 委託更新を受けようとする場合は、当該登録の有効期間が満了する日の6か月前から1か月前までの間に登録更新申請書を提出しなければ委託更新が受けられない場合がある旨を、登録通知書に具体的に記載する等して指導すること。

第4 登録簿

法第51条の8第5項に規定する登録簿は、様式第7号のとおりとする。

第5 登録等の通知

1 公安委員会は、委託登録又は委託更新を行い、登録簿に記載した時は、申請者に対し、登録（更新）通知書（様式第8号）により通知するものとする。

2 登録又は登録更新を拒否したときは、申請者に対し、登録（更新）申請に関する通知書（様式第9号）により通知するものとする。

第6 登録の取消しの通知

法第51条の10の規定により登録を取り消したときは、法人に対し、登録取消処分通知書（様式第10号）により通知するものとし、登録を取り消した旨の通報書（様式第11号）により警察庁及び他の都道府県警察に通報するものとする。

第7 認定申請

委託規則第10条第2項の認定申請書には、次に掲げる場合の区分に応じ、定める書類を添付するものとする。

1 委託規則第10条第1項第1号に該当する者にあつては、申請者の経歴に関してその者が、現に所属する所属の長が作成する書面又は過去に所属した団体の人事担当者が作成した申請者の人事記録を証する書面

- 2 委託規則第10条第1項第2号に該当する者にあつては、申請者が作成する経歴書及び
放置車両確認機関又は放置車両確認機関であつた法人が作成する認証書類
- 3 委託規則第10条第1項第3号に該当する者にあつては、申請者が作成する経歴書、所
属団体等の証明書、推薦状その他申請者が必要と認める各種書類

第8 認定審査

公安委員会は、認定申請書の申請者について、委託規則第10条第1項各号のいずれかに
該当すると認めたときは、筆記による認定審査を行うものとする。

第9 認定を行わない場合

- 1 公安委員会は、認定申請書の申請者について、委託規則第10条第1項各号のいずれに
も該当しないと認めたときは、その認定を行わないものとする。
- 2 公安委員会は、前項の規定により認定を行わないときは、駐車監視員資格者認定申請に
関する通知書（様式第12号）により通知するものとする。

第10 駐車監視員資格者証交付申請書

- 1 委託規則第11条第1項の交付申請書の様式は、様式第13号のとおりとする。
- 2 委託規則第11条第2項第3号に規定する交付申請書に添付する書面の様式は、様式第
14号のとおりとする。

第11 駐車監視員資格者証交付者名簿

法第51条の13第1項の規定により駐車監視員資格者証を交付するときは、駐車監視員
資格者証交付者名簿（様式第15号）に必要事項を記載するものとする。

第12 交付を行わない場合

- 1 公安委員会は、駐車監視員資格者証の申請者が欠格事由に該当したときは、駐車監視員
資格者証の交付を行わないものとする。
- 2 公安委員会は、前項の規定により交付を行わないときは、駐車監視員資格者証交付申請
に関する通知書（様式第16号）により通知するものとする。

第13 駐車監視員資格者証書換え交付申請書

- 1 委託規則第13条第1項に規定する書換え交付申請書の様式は、様式第17号のとおりと
する。
- 2 公安委員会は、前項の書換え交付申請書を受理したときは、当該書換え交付に係る駐車
監視員資格者証の記載事項について、その事実を確認するため、住民票の写し、運転免許
証その他確認資料の提示又は提出を求めるものとする。

第14 駐車監視員資格者証再交付申請書

委託規則第13条第2項に規定する再交付申請書の様式は、様式第18号のとおりとする。

第15 駐車監視員資格者証返納命令書

- 1 委託規則第14条第1項に規定する返納命令書の様式は、様式第19号のとおりとする。
- 2 法第51条の13第2項の規定により駐車監視員資格者証の返納命令を行ったときは、警察庁及び他の都道府県警察に駐車監視員資格者証の返納命令を行った旨の通報書(様式第20号)により通報するものとする。

第16 書類の提出先

この要領による申請の受理は、交通指導課において行うものとする。

第17 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
登録・登録更新申請書(様式第1号)	交通指導課	5年
役員名簿(様式第2号)	交通指導課	5年
診断書(様式第3号)	交通指導課	5年
誓約書(様式第4号)	交通指導課	5年
誓約書(様式第5号)	交通指導課	5年
身上調査照会(回答)書(様式第6号)の写し	交通指導課	5年
登録簿(様式第7号)	交通指導課	長期
登録(更新)通知書(様式第8号)の写し	交通指導課	5年
登録(更新)申請に関する通知書(様式第9号)の写し	交通指導課	5年
登録取消処分通知書(様式第10号)の写し	交通指導課	5年
登録を取り消した旨の通報書(様式第11号)の写し	交通指導課	5年
駐車監視員資格者認定申請に関する通知書(様式第12号)の写し	交通指導課	5年
駐車監視員資格者証交付申請書(様式第13号)	交通指導課	5年
誓約書(様式第14号)	交通指導課	5年
駐車監視員資格者証交付者名簿(様式第15号)	交通指導課	長期
駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書(様式第16号)の写し	交通指導課	5年
駐車監視員資格者証書換え交付申請書(様式第17号)	交通指導課	5年
駐車監視員資格者証再交付申請書(様式第18号)	交通指導課	5年
駐車監視員資格者証返納命令書(様式第19号)の写し	交通指導課	5年

駐車監視員資格者証の返納命令を行った旨の通報書（様式第20号） の写し	交通指導課	5年
--	-------	----